「求職活動」を理由に保育施設を利用している方へ

このたび、「求職活動」を理由に保育施設を利用する場合の**認定期間（３か月）更新手続き**について、以下のとおり取扱いを変更します。

■変更点

更新手続きの際は、これまでの求職申立書に加えて、**「求職活動の状況が分かる書類」の添付が必須**となります。

〇提出（提示）いただくもの

①求職申立書

②次のいずれか１点（※スマートフォン画面の提示でも可）

ーハローワーク受付票

ー雇用保険受給資格者証

ー面接・書類選考等の申込状況が分かる書類

（応募完了メール、応募履歴画面、会社とのやりとり等）

〇変更の適用時期

令和８年 12 月更新分（11 月手続き分）からの適用となります。

区分	変更前 （令和８年 11 月更新分まで）	**変更後 （令和８年 12 月更新分から）**
更新時に必要なもの	求職申立書のみでも可	**求職申立書＋添付書類（必須）**
確認方法	活動内容を口頭で確認	**活動内容を口頭＋添付書類で確認**
更新頻度	３か月ごと	**３か月ごと（変更なし）**

■必ずご確認ください

- **添付書類の提出（提示）がない場合、更新はできません。**
- インターネットでの検索のみでは求職活動とみなすことができません。そのため、**現時点でハローワークに通っておらず、かつ有効期間内に面接や申込を行っていない場合は、ハローワークの利用登録を行ってください。**
- **初回更新時から添付書類が必要**です。
  また、**２回目以降も毎回、原本またはスマートフォン画面を確認**します。
- 求職活動を行わず、他の保育を必要とする事由にも該当しない場合は、保育認定を受けることができません。その場合は、状況に応じて **退所・退園**または**教育認定へ変更**となる場合があります。

■添付書類の取得方法

添付書類	取得方法
ハローワーク受付票、雇用保険受給資格者証	ハローワークで、所定の手続きを行ってください。登録後、受付票（または受給資格者証）が発行されます。
面接・書類選考等の申込状況が分かる書類	求人サイト等で応募（申込）を行ってください。

【お問い合わせ先】　十和田市健康こども福祉部こども未来応援課こども保育係　TEL：0176-51-6717（直通）